

松井克浩のエックス 2025 年 7 月(抜粋)

今月の「つぶやき」を抜粋で集めました。

【6 月 30 日】

今月のエックス 2025 年 6 月(抜粋)

【7 月 1 日】

[公益法人を立入検査して考えさせられる収支相償](#) | 大阪の企業会計の主治医

収支相償の問題は対応に苦慮します。「公益目的事業会計(黒字)+法人会計(赤字)=法人全体(黒字)」という場合にはどうしますか？



【7 月 2 日】

訪問介護事業の継続性。基本報酬(事業者が国から受け取るサービスの対価)が下がり、仕事の依頼があっても人手不足によって受けられないという事業者が全体の 8 割弱あると言われます。

介護報酬を引き上げるとともに介護職員の処遇改善も図らなければ、訪問介護事業が継続できなくなってしまいます。

【7 月 3 日】

[読書習慣のない子ども](#)

【7 月 4 日】

[架空費用の観点から見た中小企業における不正の3つのケース](#) | 大阪の企業会計の主治医

マンパワーに限られる中小企業において、どのような内部統制(会計上の誤りを予防する仕組み)を構築すれば不正を防止できるのか考えます。



【7 月 5 日】

「未来のことを想像するのと過去のことを回避するのに忙殺されて、現在でしか手に入らない本当の幸せを見失っている」

【7 月 6 日】

「心と体を別々に考えてはダメだ」

【7月8日】

歩行訓練士の不足。歩行訓練士は厚労省認定の民間資格で、視覚障がい者の安全や日常生活を支えます。日本全国で4県が0人、12県が1人。

不足だけでなく、後進の育成も進んでいません。歩行中に事故に巻き込まれるケースは後を絶たず、担い手確保の取り組みが喫緊の課題と言えます。

【7月9日】

[公益法人会計基準における為替差損益の表示](#) | 大阪の企業会計の主治医

外貨建有価証券を保有するケースが増えています。となれば、決算時の為替相場により円換算する処理をしなければなりません。どうやって？



【7月10日】

[風鈴を見かけますか](#)

【7月11日】

台湾周辺やバルト海で切断が相次ぐ海底ケーブル。政府は2026年度にも国際通信に使う海底ケーブルの国内生産・敷設の能力拡大に向けた投資支援を始めます。

日本は国際通信の99%を海底ケーブルに依存。安全保障や社会経済活動にとって自国で供給できる体制が不可欠。世界的な需要増もにらみ官民で対応。

[基本を学ぼう！社会福祉連携推進法人](#) | 大阪の企業会計の主治医

地域の福祉サービス事業者間で連携・協働のためのツールが準備されました。



【7月12日】

「すぐやる人が成功する人」

【7月13日】

[おちょこの由来](#)

【7月14日】

深刻な地方の男性余り。若い女性はキャリアを求めて都市部に移ります。結果、結婚や出産が減少し少子化が加速。女性が地方を離れる一因には育児や家事を押し付けられがちな環境があると言われます。それは思い込みかもしれませんが、魅力的な就職先がないと地方

に女性はいなくなってしまう。

[暗号資産\(仮想通貨\)は使うだけで課税される！](#) | 大阪の企業会計の主治医

国税庁が顧客らの情報を交換業者に照会できる制度が始まり、仮想通貨に係わる税務調査が本格化しました。



【7月15日】

難題な太陽光パネルの撤去。2032年の買い取り期間終了による売電価格の大幅下落及びパネルの寿命が原因で、設備の維持管理や更新を怠る事業者の増加が懸念されます。

その対策として売電収入の4～7%の強制積み立てが開始。この率は平地での撤去を前提に算出したもの。斜面設置の設備では不足します。

【7月16日】

[公益法人において積み上がった6号財産のすべてが、遊休財産額を算定する際の控除対象財産となるか](#) | 大阪の企業会計の主治医

収支相償と遊休財産規制は無関係ではありません。



【7月17日】

京都の銭湯。2024年10月に20円引き上げて510円に。学生が多く一定の需要が見込める京都でも光熱費や人件費の上昇で事業環境は厳しさが増しています。設備のメンテナンスも必要。経営者も高齢化。

インバウンド客などの新たな客層をいかに呼び込めるかが、経営の持続性を左右することになりそうです。

[回転寿司の先駆け](#)

【7月19日】

「悪意を感じたら聞き流す」

【7月20日】

「もしも望むものが手に入らなかったとしても、現在持っているものに感謝して、それを自分のものとしていこう。」

【7月22日】

[NPO 法人会計基準が簡単にわかるための4つのこと](#) | 大阪の企業会計の主治医

NPO 法人会計基準は、会計報告作成者の視点より、会計報告利用者の視点を重視して規定されています。



【7月23日】

先週の公益法人立入検査。費用だけでなく収益にも配賦する項目があります。

例えば受取会費。「50%以上は公益目的事業に使用」と会費規程で定めているはずですが、これだけでは会計実務としては不十分。恣意的に運用できますから。

配賦基準は事前に合理的に決めておくべきもの。

FAQ【所得税】

[『配偶者特別控除の相互適用』](#)

【7月24日】

今日から天神祭。すでに大阪天満宮近くの天神橋筋商店街では、多くの神輿が行きかっています。

笛の音と掛け声。これを聞いていると血が騒いで仕事どころではありません。



【7月26日】

「他人を理解したかったら、まず自分を知ることであろう。自分を知ることにおいて初めて他人の姿も理解できる。人は皆同じだから。」